

少年と向かい合い、更生の手助けを

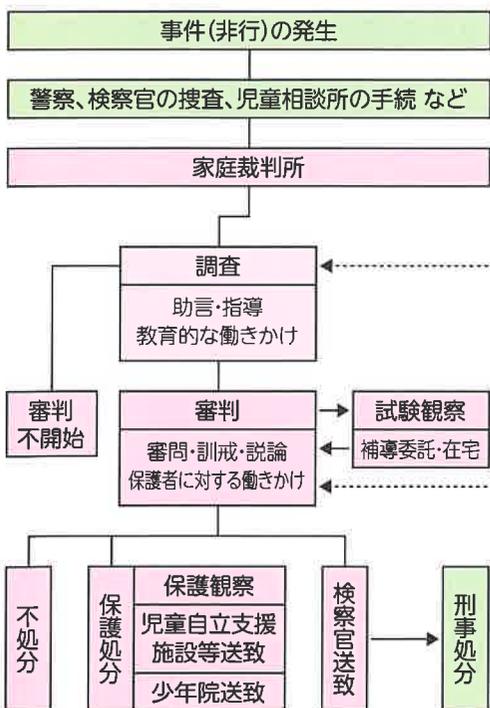
少年友の会 活動趣旨

少年友の会は、家庭裁判所に協力して、非行のあった少年（女子少年を含む）の社会復帰や健全な育成を援助しています。

裁判所に協力するボランティアだからこその更生の手助けがあります。

少年事件の調査・審判が進められる中で、処分を見極めるため、少年を一定期間民間篤志家の補導委託先に預けたり、その他の活動に参加させ、その経過を見る（試験観察）ことがあります。

少年友の会は、こうした活動に協力し、少年や保護者、補導委託先などを支えています。



教育的な働きかけ支援・付添人活動など

少年友の会の主な活動内容

※活動の内容は地域によって異なります。

付添人活動

- 付添人は、保護者に代わる立場で、少年審判手続に参加します。
- 少年に保護者がいないか保護者が審判に出席できないときなどに選任されます。
- 少年に面接し、審判や処遇への意見具申をします。



社会奉仕活動支援

- 社会福祉施設などで奉仕活動をする少年の活動を助けます。
- 公園の清掃や美化を行う少年、保護者を支援します。
- 使用済切手を共に整理し、社会福祉の資金に変えます。
- これらの活動には、学生会員(学生ボランティア)も参加します。



短期補導委託合宿

- 少年を野外教育や交友関係改善などのプログラムに参加させます。

学習支援活動

- 少年の学習を家庭教師代わりに指導します。学生会員(学生ボランティア)が親身になって指導する例もあります。



就労支援活動

- 少年の就職活動を支えます。

保護者の会

- 家庭裁判所が行っている保護者への措置に協力し、保護者への働きかけをグループワークなどの方法により行います。

補導委託先や少年への援助

- 補導委託先へ物資や資金の援助をしたり、少年へ日用品や学習、就職に必要なものを支給します。
- 講習等を支援して、少年が被害者の苦しみなどについて内省するきっかけを作ります。

未成年後見活動

- 監護する保護者等がない未成年者の後见人や後見監督人になります。

少年の声

中学3年で、学校で盗みを繰り返し、鑑別所に入った後の審判で、試験観察の期間2度と盗みをしなければ高校に行くこともできるけれど、また悪さをしたら少年院と裁判官に言われました。

少年院に行くのは嫌だったけれど、勉強は全然わからないし、中学校には登校してはいけない、と言われたので、もういいやと思っていました。

しかし、裁判所で調査官に会った後、友の会のおじさん、おばさんと、学生のボランティアの人がかわるがわる、勉強を教えてくれ、また、清掃活動やボランティア活動に参加し、高齢者施設のおばあさんに喜んでもらううち、悪い気分もふっとんで、最後には、結構難しい高校に合格できました。

チャンスをもたらした裁判官と友の会の人たちには感謝しています。もちろん盗みはしていません。

(少年から少年友の会に届いた手紙の抜粋)

会員の声

長く会社勤めをし、会社中心で生活してきた私でしたが、縁あって家事調停委員に選任され、また、少年友の会のことを教えていただき、入会しました。私が持っていた、非行を犯した少年のイメージとは全く異なり、少年と一緒に活動すると、そのときだけでも大きな変化があり、きちんと接すれば、少年は過ちに気づき、自力で良い方向に向かおうとしていると感じました。私自身も、少年から良い刺激を受け、社会にとって意義ある活動に参加できています。

補導委託先の声

以前私が雇った青年が、実は家庭裁判所で試験観察を受けていて、そこで頑張らないと少年院に行くことになってしまう、と言うので、大丈夫かなと思って働かせたところ、規則正しくまじめに働きました。以後、そのような少年を補導委託先として引き受けており、少年友の会にも支えていただいて、一緒に頑張っています。